

**神奈川県基地関係県市連絡協議会による
令和6年度基地問題に関する要望の実施結果について**

県と基地に関係する8市（横浜市、相模原市、藤沢市、逗子市、大和市、海老名市、座間市、綾瀬市）で組織している神奈川県基地関係県市連絡協議会（会長：黒岩 祐治）は、令和5年8月7日（月）に、次のとおり要望を行いました。

1 要望先

内閣総理大臣	岸田文雄	環境大臣	西村明宏
財務大臣	鈴木俊一	防衛大臣	浜田靖一
総務大臣	松本剛明	防災担当大臣	谷公一
外務大臣	林芳正	原子力規制庁長官	片山啓
厚生労働大臣	加藤勝信	内閣官房副長官補	鈴木敦夫

2 要望内容

令和6年度基地問題に関する要望書のとおり

【重点要望項目】

- | | |
|--|---------|
| I 米軍基地の整理・縮小・早期返還を推進されたい。 | (P. 3) |
| II 厚木基地における航空機騒音を解消されたい。 | (P. 5) |
| III 米国原子力艦の事故による原子力災害対策を強化充実されたい。 | (P. 8) |
| IV 日米地位協定の見直しを行うとともに、その運用について、適切な改善を図られたい。 | (P. 11) |
| V 住宅防音工事等、騒音対策の充実を図られたい。 | (P. 16) |
| VI 国による財政的措置及び各種支援策を充実されたい。 | (P. 17) |

3 要請結果

県副知事及び各市副市長等が外務省及び防衛省で要望活動を実施（他は郵送等）

外務省（対応者：宮本 北米局参事官）

【米軍施設の整理・縮小・早期返還について】

- 施設・区域の返還推進について、これまでも、政府は個々の施設・区域の返還について随時、米側と協議している。我が国を取り巻く安全保障環境が厳しさを増す中で、直ちに全ての御要請にお応えできる状況にないことを御理解いただきたいが、引き続き、適正な対応を行っていく。
- すでに返還が合意されている施設・区域、例えば根岸住宅地区、池子住宅地区等については、早期返還に向けて関係省庁と連携し、引き続き取り組んでいく。

【空母艦載機着陸訓練の硫黄島での全面実施について】

- 本年5月に実施された空母艦載機着陸訓練については、9日から19日にかけて、すべての訓練が硫黄島で実施された。
- 恒常的な訓練施設ができるまで、可能な限り空母艦載機着陸訓練を硫黄島で行うよう米側に求めていく。

【恒常的訓練施設の整備について】

- 我が国を取り巻く安全保障環境が厳しさを増す中で、馬毛島における恒常的な空母艦載機着陸訓練施設の整備及び早期の運用開始は非常に重要であり、外務省としても、防衛省と協力し、引き続き、本件の取組に一層力を入れて取り組んでいく。

【航空機騒音の軽減について】

- 米軍機による航空機騒音は周辺住民の方々にとって深刻な問題であると認識している。
- 騒音規制措置に係る日米合同委員会合意を遵守することを含め、地元を与える影響が最小限となるよう米側に働きかけていく。

【米国原子力艦の事故による原子力災害対策の強化充実について】

- 米原子力艦の運用に当たっては、その安全性について万全を期すよう、引き続き米側に求めていく。
- 関係自治体に対しては、適切な情報提供を行うよう努めていく。

【日米地位協定の見直しについて】

- 日米地位協定について様々な意見があることは承知しているが、政府としてはこれまでも、米側と様々なやりとりを行いながら事案に応じて効果的かつ機敏に対応できる最も適切な取組を通じて具体的に対応してきている。
- これまで政府は累次の日米合同委員会合意を通じて、日米地位協定の運用改善を図ってきたことに加え、2015年には、環境補足協定、2017年には、軍属補足協定を締結した。
- 政府としては引き続きこうした取組を積み上げていく。

【米軍関係者による事件・事故について】

- 米軍人等による事件事故はあってはならないものであり、あらゆる機会を捉えて、綱紀粛正等を米側に申し入れている。
- 引き続き、地域の皆様に不安を与えることがないように、日米間で協力して事件・事故の防止に取り組んでいく。

【PFOS等泡消火薬剤の流出について】

- 厚木海軍飛行場及び横須賀海軍施設において昨年実施された日米共同のサンプリング調査の結果について、先月10日に防衛省から説明がされていると承知している。
- 政府としては、今後も地域の皆様に対してしっかりと説明に努めていく。
- 在日米軍の運用に起因する事件事故については外務省としても米側に対して、事実関係の速やかな情報提供、再発防止の徹底について要請しているところである。
- 在日米軍が環境保全及び安全対策を適切に実施することが重要と考えており、環境補足協定や日米合同委員会合意を適切に運用しながら米側との連携を含め、必要な取組を進めていく。

防衛省（対応者：山野 地方協力局次長、信太 地方協力局地域社会協力総括課長、
榮森 地方協力局企画調整官）

【米軍基地の整理・縮小・早期返還の推進について】

- 神奈川県における米軍施設区域の返還については、平成16年に日米合同委員会で、返還方針が合意された6施設のうち4施設が返還されたところである。
- 未返還の根岸住宅地区についても、土地所有者の方々に早期に引き渡せるよう、共同使用の手続きをとり、建物の撤去等の原状回復作業を進めているところである。
- このほか、平成29年9月に、厚木飛行場の一部、令和3年3月に、横浜ノース・ドックの一部についてそれぞれ、返還された。
- 防衛省としては引き続き米軍施設区域の返還の実現に向けて、努力する。

【空母艦載機着陸訓練の硫黄島での全面实施について】

- 空母艦載機着陸訓練について、恒久的な訓練施設が提供されるまでの間、引き続き硫黄島で実施されるものと認識している。
- 防衛省としては、厚木飛行場周辺における騒音軽減は非常に重要な課題であると認識している。
- 地元の皆様の負担が軽減されるよう、硫黄島での実施について、米側に繰り返し求めていく。

【恒常的訓練施設の整備について】

- 米軍の恒常的な空母艦載機着陸訓練施設の確保については、日米同盟を強化する上で不可欠である。
- 馬毛島における施設整備については、本年1月に島内における工事に着手し、この施設整備については、全体として、4年程度の工期を想定している。
- 早期の運用開始を目指して、最低限必要となる施設については、先行して完成させる考えである。

【航空機騒音の軽減について】

- 厚木飛行場については、日米同盟にとって重要な施設であり、航空機の飛行等は、米軍の運用上必要不可欠なものである。
- 他方、航空機による騒音については、周辺住民の方々にとって深刻な問題であると考えており、飛行場周辺の騒音低減は重要な課題の一つと認識している。
- 日米両政府は、日米合同委員会において、厚木飛行場における航空機騒音規制措置を合意し、夜間における騒音の軽減や、人口密集地の飛行をできる限り避けるなどの配慮に努めている。
- 防衛省としては、これまでも累次の機会に、米側に対して、騒音規制措置の遵守や、土日祝日をはじめ、年末年始、入学試験等の地元の重要な行事に配慮するよう申し入れを行っている。
- 引き続き、航空機の運用による影響を最小限にとどめるよう、様々なレベルで米側に求めていく。
- 住宅防音工事等をはじめとする各種施策を通じて、周辺住民の方々の負担を可能な限り軽減できるよう、最大限努力する。

【日米地位協定の見直しについて】

- 政府としては、事案に応じて効果的かつ機敏に対応できる最も適切な取組を通じ、一つ一つの具体的な問題に対応してきている。
- 今後もそうした取組を積み上げて、対応していく考えである。

【在日米軍の施設区域内における環境管理について】

- 在日米軍については、日米両国、または国際約束の基準のうち最も保護的なものを一般的に採用する日本環境管理基準、いわゆる JEGS を策定している。
- 在日米軍においては、周辺環境保護と米軍関係者や、周辺住民の安全確保のため、この基準に基づいて適切な環境管理に努めているものと承知している。
- 引き続き、在日米軍の環境管理が万全になされるよう、しっかり取組む。

【事件・事故の防止】

- 米側において、在日米軍の勤務時間外行動の指針により、事件・事故の防止に取り組んでいるものと承知している。
- 日米同盟の維持・強化、在日米軍の安定的な駐留には、地元の皆様方の協力が大前提である。
- 地元の皆様方との信頼関係が損なわれないよう、日米間で協力して、事件・事故の防止に取り組む。

【環境法令の見直しについて】

- 環境事故の発生は、基地周辺の住民の皆様方に懸念や不安を与えることはあってはならないものだと考えている。
- 防衛省としては、米側に対し、安全管理及び再発防止の徹底を求めている。
- 引き続き、在日米軍の施設の管理が万全なものとなるよう、関係省庁と連携し取組むとともに万が一事故等が発生した場合には、速やかな情報提供を行う等、適切に対応していく。

【第一種区域指定見直しに向けた騒音度調査について】

- 厚木飛行場周辺においては、令和4年度から騒音度調査を実施しており、令和5年度においても、引き続き調査を実施している。
- 調査結果等については、速やかかつ適切に情報提供をしていく。

【国による財政措置及び各種支援策の充実について】

- 今後とも周辺対策の実施に当たっては、地元自治体の皆様のご要望等を伺うとともに、障害の実態等を踏まえて、適切に対応していく。
- 基地周辺対策経費の所要の予算確保等については、防衛という国民全体の利益のために、特定地域の方々が被る不利益を、公平の観点から是正する措置である。
- 防衛省としては、基地周辺対策経費の所要額の確保に向けて、引き続き努力する。